

令和7年3月18日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和6年(ワ)第8280号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 令和7年1月21日

判 決

5
[Redacted]
原 告 金 [Redacted]
同訴訟代理人弁護士 神 原 元

10
[Redacted]
被 告 [Redacted]
同訴訟代理人弁護士 富 永 慎 太 朗

主 文

- 15
- 1 被告は、原告に対し、110万円及びこれに対する令和6年1月15日から年3%の割合による金員を支払え。 *Y 支払済みまで (3/18更正決定)*
 - 2 訴訟費用は被告の負担とする。
 - 3 この判決は、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求の趣旨

主文同旨

第2 事案の概要等

20 1 事案の概要

25 本件は、原告が、被告がソーシャル・ネットワーキング・サービスであるX(旧ツイッター)のアカウントにおいて、原告の出身国等について差別的な内容の投稿をしたことにより原告の人格権を侵害するとともに、当該投稿により原告の名誉が毀損され、又は原告の名誉感情が毀損されたとして、不法行為に基づき、損害賠償金110万円及びこれに対する最終不法行為日である令和6年1月15日から支払済みまで民法所定の年3%の割合による遅延損害金の支

払を求める事案である。

2 前提事実（当事者間に争いのない事実並びに後掲各証拠及び弁論の全趣旨によって容易に認められる事実）

(1) 原告は、本邦に居住する韓国出身の男性であり、令和5年に日本国籍を取得した（甲24、原告本人）。原告は、高等学校を卒業するまでの間は「林」の通名を使用していた。

被告は、日本人の男性であり、原告とは、原告が通学していた高等学校の同窓生である。

(2) 被告は、ソーシャル・ネットワーキング・サービスであるX（旧ツイッター）に「@ZswN9i5ZcdgJbHz」及び「@ca07ACAM1LsFtCw」とのアカウント（以下「本件アカウント」という。）を有していた。

(3) 被告は、本件アカウントを使用して、令和3年3月31日から令和6年1月15日までの間、別紙投稿記事目録記載の各投稿（以下「本件各投稿」といい、個別の投稿を指摘するときは「本件投稿①」などと表記する。）をした。

本件各投稿には「在日（韓国人朝鮮人）の金くん」又は「在日の金」との表現が使用されているところ、本件各投稿におけるこれらの表現は原告を指す。

3 争点及びこれに関する当事者の主張

(1) 本件各投稿が差別的言動に当たり、原告の人格権を侵害するものであることを理由とする不法行為の成否（争点1）

（原告の主張）

ア 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（以下「差別的言動解消法」という。）2条は、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するものに対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、

身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動を「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」と定めるところ、同条に規定する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」は、本邦外出身者が専ら本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として差別され、本邦の地域社会から排除されることのない権利、本邦外出身者がそれぞれ有する自らの出身国等の属性に関して有する名誉感情、住居において平穩に生活する権利等の憲法13条に由来する人格権に対する違法な侵害行為に当たり、民法上不法行為と評価されるものと解される。

イ 本件各投稿は、原告が朝鮮人であることを理由に原告に対する差別意識を助長させ、又は誘発させ、原告を著しく侮辱するものである。また、本件各投稿は、インターネットという何人でも閲覧することが可能な空間に投稿されたものであること、同趣旨の投稿を繰り返し行ったものであり、その態様も執ようであることからすれば、専ら本邦外出身者に対する差別的意識を助長し、又は誘発する目的で投稿されたものであり、また、本邦外出身者を地域社会から排除する目的を煽動するものであるといえることができる。

よって、本件各投稿は、差別的言動解消法2条にいう「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」を含む投稿であり、本邦外出身者である原告が、専ら本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として差別され、本邦の地域社会から排除されることのない権利、本邦外出身者がそれぞれ有する自らの出身国等の属性に関して有する名誉感情、住居において平穩に生活する権利等の、憲法13条に由来する人格権に対する違法な侵害行為に当たり、民法上不法行為と評価されるものである。

(被告の主張)

被告の投稿はいずれも記事を引用して投稿されているところ、被告の投稿の趣旨は、その投稿内容からすれば安全と平和を願う目的であることが読み取れ、「差別的意識を助長し、又は誘発する目的」は認められない。また、被告は、原告から実名で堂々とオープンに意見を表明するように告げられたことを受けて本件アカウントで発信するようになったものであり、かつ、全ての投稿に「金くん」と呼び掛ける文言が入っており、あくまで原告に対して伝えたい内容を記載していることから、本件各投稿に「差別的意識を助長し、又は誘発する目的」は認められない。

また、例えば本件投稿⑩についていえば、実際に事故があったことを理由に投稿をしており、一定の事実を基に意見又は論評をしているものであり、表現の自由の観点からもこれらの意見等につき一定限度は甘受されるべきである。その上で、本件各投稿には、「生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し」又は「本邦外出身者を著しく侮蔑する」文言や、本地域社会から排除することを煽動するような文言がないことからすれば、不適切な投稿はあったとしても、本件各投稿を「差別的言動」とまでは評価することはできない。

さらに、本件各投稿の閲覧数は非常に少なく、この点からも原告に権利侵害があるとはいえない。

(2) 本件投稿②、本件投稿⑤、本件投稿⑨から⑩まで及び本件投稿⑬が原告の名誉を毀損するものであることを理由とする不法行為の成否（争点2）

（原告の主張）

ア 本件投稿②は、原告が犯罪者の支援を行っているとの事実を摘示するものであり、原告の社会的評価を低下させる。

イ 本件投稿⑤は、原告が「ウトロ記念館」に展示された在日朝鮮人の歴史が虚偽であり、原告が当該虚偽事実を広めたとの事実を摘示し、「差別主義者」と論評するものである。「嘘をつく」ことは不道徳であり、

対象者が不道徳なことをするとの印象を与えるし、「差別主義者」との論評は、対象者が人を差別する人間性の持ち主であるとの印象を与えるから、いずれも原告の社会的評価を低下させるものである。

ウ 本件投稿⑨から⑪までは、原告の仲間が凶悪な犯罪を犯したとの事実を摘示し、特に、本件投稿⑩及び⑪は、原告に当該犯罪に何らかの責任があるにもかかわらず原告が責任を取っていない事実を摘示するものである。仲間に凶悪な犯罪者がいるとの事実は原告の社会的評価を低下させるものであるし、特に当該犯罪について原告に何らかの責任があるにもかかわらず原告が責任を取っていないとの事実は原告は無責任で犯罪者に匹敵する反社会的人物との印象を与えるから、原告の社会的評価を低下させるものである。

エ 本件投稿⑬は、「たかる」との文言を用いて、原告が関東大震災時の朝鮮人虐殺事件をねつ造して日本政府に謝罪や補償や優遇を求めているとの事実を摘示するものである。かかる事実は、原告が公金から不正な利得をする反社会的人間であるとの印象を与えるから、原告の社会的評価を低下させるものである。

(被告の主張)

本件投稿②は、原告が犯罪者の支援を行っているとの事実を摘示したものとはいえず、名誉毀損は成立しない。

本件投稿⑤につき、どのような嘘をついたかは不明確であり、事実の摘示があったとはいえないし、「差別主義者」との文言も抽象的であり、事実の摘示があったとはいえない。

本件投稿⑨から本件投稿⑪までにおいて用いられている「仲間」とは抽象的な概念であり、原告の「仲間」とされる者が犯罪を犯した旨を指摘したとしても、これにより原告の社会的評価が低下するとはいえない。また、本件

投稿⑩は、責任を取っていないとまで表現したものではないし、また、責任を取ったか否かは事実とはいえないから事実を摘示したものとはいえない。

本件投稿⑬の「たかる」との文言には、寄り集まるという意味もあり、必ずしも原告主張のとおりの意味内容を示すものではないから、原告主張の事実の摘示があったとはいえない。また、仮に日本政府を脅したり、日本政府に泣き付いたりして金員を巻き上げたとの事実を摘示するものであると解したとしても、一般的な閲覧者を基準にすれば、そのような内容を真実とは認識しないから、原告の社会的評価を低下させるとはいえない。

また、上記各投稿の閲覧数は非常に少なく、この点からも原告に権利侵害があるとはいえない。

(3) 本件各投稿が原告を侮辱するものであることを理由とする不法行為の成否
(争点3) (予備的主張)

(原告の主張)

本件各投稿は、原告が在日韓国人であることを理由として著しく侮辱するものであるから、社会通念上受忍すべき限度を超えた侮辱というべきであって、原告の名誉感情を毀損するものである。

(被告の主張)

被告は、原告を在日韓国人の代表的立場にあると認識しており、日本の社会や日本の国際関係をより良い方向に向けることができる者であると考え、働き掛けていたものであり、原告であれば犯罪を事前に抑止することができると考え、投稿したものであり、侮辱する意図はなかった。また、被告は、原告から実名で堂々とオープンに意見を表明するように告げられたことを受けて本件アカウントで発信するようになったものであり、被告が自ら公開の場で発信するようになったものではない。したがって、社会通念上受忍すべき限度を超えた侮辱ということはできない。

また、本件各投稿の閲覧数は非常に少なく、この点からも原告に権利侵害があるとはいえない。

(4) 損害

(原告の主張)

原告が本件各投稿により被った精神的苦痛を慰謝するための慰謝料は100万円を下らない。また、被告による不法行為と相当因果関係のある弁護士費用相当額は10万円である。

(被告の主張)

争う。また、仮に請求が認容されるとしても、本件についてはメディア各社により原告側の視点から報道されており、これにより被告が既に一定の社会的制裁を受けているから、損害賠償額が減額されるべきである。

第3 当裁判所の判断

1 差別的言動解消法は、その2条において「専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であつて適法に居住するもの…に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動」を「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」と定義し、基本理念や国及び地方公共団体の責務を定めるとともに、基本的施策を定めるなどする。差別的言動解消法は、私人間の権利義務ないし法律関係を規律したものではないものの、ある者が、他者に向けて差別的言動解消法2条に規定する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」を行った場合には、そのような言動は社会通念上許される限度を超えるものであることは明らかであり、当該言動の相手方の人格的利益を侵害するものとして民法上の不法行為に該当するものと解される。

その一方で、問題とされた言動が差別的言動解消法2条に規定する「本邦外

出身者に対する不当な差別的言動」に該当しない場合であっても、これが当該言動の相手方の名誉感情を侵害するものであって、社会通念上許される限度を超える侮辱行為であると認められる場合には、当該者の人格的利益を侵害するものとして、民法上の不法行為に該当するものと解される。

5 また、ある言動が、特定人の具体的事実を摘示してその社会的評価を低下させるものであれば、当該特定人の名誉を毀損するものとして、民法上の不法行為に該当することは当然である。

以上に述べたところを踏まえ、本件においては、個別の投稿ごとに争点1から争点3までに係る原告の主張の当否を判断する。

10 2 争点1から争点3までについての判断

(1) 本件投稿①について

ア 本件投稿①は、著名なアーティストであるBTSが原爆のTシャツを着用していることを非難する趣旨の第三者の投稿を引用した上で、「在日の金くん、朝鮮人ってやっぱり馬鹿だね。救い様が無いよな。自分で自分のことどう思う？」などと記述するものである。(甲1の1、甲1の2)

イ 検討

本件投稿①は、原告を含む韓国又は北朝鮮出身者を「馬鹿」「救い様がない」との否定的な評価文言を用いて侮蔑するものであることは確かであるものの、そのように評価する具体的根拠を摘示するものではないことや、その記述がBTSの特定の行為を批判することに主眼にあるとも解されること等を考慮すると、侮辱の程度が著しいものであり、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動するものであるとまで評価することは困難である。したがって、本件投稿①が上記「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に当たることを前提とした原告の主張を採用することはできない。

他方で、本件投稿①の記述は、あえて「在日の金くん」との表現を用い

ていることも併せ考慮すれば、一般の読者の普通の注意と読み方を基準にすれば、原告が韓国出身であることを理由として原告を侮辱するものであることは明らかであり、社会通念上許される限度を超えるものであるから、原告の人格的利益を侵害するものとして、原告に対する不法行為を構成する。

(2) 本件投稿②について

ア 本件投稿②は、「有田ヨシフ」の関係者が行ったとされる犯罪行為を非難する趣旨の第三者の投稿を引用した上で、原告に対し、「おい、在日の金よ、有田ヨシフの親しい友人よ。」と呼び掛け、当該犯罪行為を止めさせるよう述べるとともに、「金よ、元林よ、犯罪者の支援者に成るのか？」などと記述するものである。(甲2の1、甲2の2)

イ 検討

本件投稿②は、後述するように原告が韓国出身であることを理由として原告を侮辱するものとは解されるものの、韓国又は北朝鮮出身者が一般的に何らかの属性を有する旨を指摘してこれを非難する表現が含まれないこと等を考慮すると、侮辱の程度が著しいものであり、原告が韓国出身であることを理由として地域社会から排除することを煽動するものであるとまで評価することは困難である。したがって、本件投稿②が上記「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に当たることを前提とした原告の主張を採用することはできない。

次に、原告は、本件投稿②が、原告が犯罪者の支援を行っているとの事実を摘示するものであり、原告の社会的評価を低下させる旨主張するところ、一般の読者の普通の注意と読み方を基準にすれば、本件投稿②は、原告に対する否定的感情又は嫌悪感を表明しているものと解されるものの、原告が現に犯罪者の支援を行っている旨の事実を摘示するものであるとは解し難いし、本件投稿②により原告の社会的評価が低下する

ものとも解されない。したがって、本件投稿②が名誉毀損に当たるという原告の主張を採用することはできない。

他方で、本件投稿②の記述は、あえて「在日の金くん」「元林よ」などとの表現を用いていることを併せ考慮すれば、一般の読者の普通の注意と読み方を基準にすれば、原告が韓国出身であることを理由として原告を侮辱するものであることは明らかであり、社会通念上許される限度を超えるものであるから、原告の人格的利益を毀損するものとして、原告に対する不法行為を構成する。

(3) 本件投稿③について

ア 本件投稿③は、韓国政府が、日本の防衛省統合幕僚監部が公開した動画で独島を「竹島」と表記していることについて抗議したことを非難する趣旨の第三者の投稿を引用した上で、「在日の金くん、卑怯もの」と記述するものである。（甲3の1、甲3の2）

イ 検討

本件投稿③は、後述するように原告が韓国出身であることを理由として原告を侮辱するものとは解されるものの、韓国又は北朝鮮出身者が一般的に何らかの属性を有する旨を指摘してこれを非難する表現が含まれないことや、その記述が韓国政府の特定の行為を批判することに主眼にあるとも解されること等を考慮すると、侮辱の程度が著しいものであり、原告が韓国出身であることを理由として地域社会から排除することを煽動するものとまで評価することは困難である。したがって、本件投稿③が上記「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に当たることを前提とした原告の上記主張を採用することはできない。

他方で、本件投稿③の記述は、あえて「在日の金くん」との表現を用いていることを併せ考慮すれば、一般の読者の普通の注意と読み方を基準にすれば、原告が韓国出身であることを理由として原告を侮辱するも

のであることは明らかであり、社会通念上許される限度を超えるものであるから、原告の人格的利益を侵害するものとして、原告に対する不法行為を構成する。

(4) 本件投稿④について

5 ア 本件投稿④は、在日韓国人の牧師が犯したとされる性犯罪事件に関する第三者の投稿を引用した上で、「在日の金くん」と呼び掛けた上で当該事件に対するコメントを求めるとともに、「朝鮮人は明らかに性犯罪が多いですね。何故ですか？知らんとは言わせない。理由を述べよ。」と記述するものである。(甲4)

10 イ 検討

本件投稿④における「朝鮮人は明らかに性犯罪が多い」との表現は、一般の読者の普通の注意と読み方を基準にすれば、韓国又は北朝鮮出身者の犯罪性向がそれ以外の者と比較して高いなどと指摘して、韓国又は北朝鮮出身者一般に対する否定的評価ないし嫌悪感を表明するとともに、原告にも同様の傾向がある旨を示唆して原告を非難するものである。したがって、本件投稿④は、原告を含む韓国又は北朝鮮出身者をその出身地を理由に著しく侮辱し、もって本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動するものであると認められるから、差別的言動解消法2条に規定する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に当たるものと認められ、原告の人格的利益を侵害するものであるといえる。よって、原告に対する不法行為を構成する。

20 (5) 本件投稿⑤について

25 ア 本件投稿⑤は、在日韓国人の歴史を伝えるとされる「ウトロ平和祈念館」の開館に反対する趣旨の第三者の投稿を引用した上で、「在日の金くん、また、日本国内で嘘を広めるつもりかね。いい加減にしてくれないかな。」

と非難するとともに、原告を含む「君達」を差別主義者に認定するなど記述するものである。(甲5)

イ 検討

本件投稿⑤は、後述するように原告が韓国出身であることを理由として原告を侮辱するものとは解されるものの、韓国又は北朝鮮出身者が一般的に何らかの属性を有する旨を指摘してこれを非難する表現が含まれないことや、その記述が「ウトロ平和祈念館」の開館という行為に反対することに主眼があるとも解されること等を考慮すると、侮辱の程度が著しいものであり、原告が韓国出身であることを理由として地域社会から排除することを煽動するものとまで評価することは困難である。したがって、本件投稿⑤が上記「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に当たることを前提とした原告の上記主張を採用することはできない。

次に、原告は、本件投稿⑤は、原告が「ウトロ平和祈念館」に展示された在日朝鮮人の歴史が虚偽であり、原告が当該虚偽事実を広めたとの事実を摘示し、「差別主義者」と論評するものであると主張する。しかし、一般の読者の普通の注意と読み方を基準にすれば、本件投稿⑤は、原告に対する否定的評価ないし嫌悪感を表明するものとは解されるものの、原告が何らかの虚偽の事実を流布し、又は流布しようとした旨の具体的事実を指摘するものとは解されないし、本件投稿⑤により原告の社会的評価が低下するものとも解されない。したがって、本件投稿⑤が名誉毀損に当たるといふ原告の主張を採用することはできない。

他方で、本件投稿⑤の記述は、あえて「在日の金くん」との表現を用いていることを併せ考慮すれば、一般の読者の普通の注意と読み方を基準にすれば、原告が韓国出身であることを理由として原告を侮辱するものであることは明らかであり、社会通念上許される限度を超えるものであるから、原告の人格的利益を侵害するものとして、原告に対する不法行為を構成す

る。

(6) 本件投稿⑥について

ア 本件投稿⑥は、在日韓国人が少女を誘拐しようとしたとして逮捕された旨が記述された第三者の投稿を引用した上で、「また、在日の犯罪だ。」と記述した上で、原告に対し、「金くんコメントをよろしく。関係ないとは言わせないよ。」と記述するものである。(甲6)

イ 検討

本件投稿⑥における「また、在日の犯罪だ」との表現は、一般の読者の普通の注意と読み方を基準にすれば、韓国又は北朝鮮出身者一般の犯罪性向がそれ以外の者と比較して高い旨を指摘して、韓国又は北朝鮮出身者一般に対する否定的評価ないし嫌悪感を表明するとともに、原告にも同様の傾向がある旨を示唆して原告を非難するものである。したがって、本件投稿⑥は、原告を含む韓国又は北朝鮮出身者をその出身地を理由に著しく侮辱し、もって本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動するものであり、差別的言動解消法2条に規定する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に当たるものと認められ、原告の人格的利益を侵害するものであるといえる。よって、原告に対する不法行為を構成する。

(7) 本件投稿⑦について

ア 本件投稿⑦は、日本統治下の朝鮮で朝鮮人が朝鮮人女性を誘拐したとされる事件に関する第三者の投稿を引用した上で、「これも在日の金くんたちに読んでもらおう。まさか日本でやってないよね？あっ、拉致か。やってるやん」などと記述するものである。(甲7の1、甲7の2)

イ 検討

本件投稿⑦における「これも在日の金くんたちに読んでもらおう。」「まさか日本でやってないよね？あっ、拉致か。やってるやん」との表

現は、引用元の記事の内容とともに、一般の読者の普通の注意と読み方を基準に検討すれば、韓国又は北朝鮮出身者一般の犯罪性向がそれ以外の者と比較して高い旨を指摘して、韓国又は北朝鮮出身者一般に対する否定的評価ないし嫌悪感を表明するとともに、原告にも同様の傾向がある旨を示唆して原告を非難するものである。したがって、本件投稿⑦は、原告を含む韓国又は北朝鮮出身者をその出身地を理由に著しく侮辱し、もって本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動するものであり、差別的言動解消法2条に規定する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に当たるものと認められ、原告の人格的利益を侵害するものであるといえる。よって、原告に対する不法行為を構成する。

(8) 本件投稿⑧について

ア 本件投稿⑧は、韓国人が日本の農家から譲り受けたいちごの苗を契約に反して韓国中に流通させたとする事例を指摘する第三者の投稿を引用した上で、「在日の金くんへ。だから朝鮮人は嫌われるんだよ。」と記載するものである。(甲8の1、甲8の2)

イ 検討

本件投稿⑧における「だから朝鮮人は嫌われるんだよ。」との表現は、原告を含む韓国又は北朝鮮出身者を侮蔑するものであることは確かであるものの、韓国又は北朝鮮出身者が一般的に何らかの属性を有する旨を指摘してこれを非難する表現が含まれないことや、その記述が韓国人が日本の農家から譲り受けたいちごの苗を契約に反して韓国中に流通させたとする行為を批判することに主眼があるとも解されること等を考慮すると、侮辱の程度が著しいものであり、原告が韓国出身であることを理由として地域社会から排除することを煽動するものとまでは評価することは困難である。したがって、本件投稿⑧が上記「本邦外出身者に対す

る不当な差別的言動」に当たることを前提とした原告の上記主張を採用することはできない。

他方で、本件投稿⑧の記述は、あえて「在日の金くんへ」との表現を用いていることを併せ考慮すれば、一般の読者の普通の注意と読み方を基準にすれば、原告が韓国出身であることを理由として原告を侮辱するものであることは明らかであり、社会通念上許される限度を超えるものであるから、原告の人格的利益を侵害するものとして、原告に対する不法行為を構成する。

(9) 本件投稿⑨について

ア 本件投稿⑨は、警官4人を刃物で襲う朝鮮籍の男が再逮捕された旨の第三者の投稿を引用した上で、「在日の金くん、君の大切な仲間がまた凶悪な犯罪を犯したよ。セーブザポリス、セーブザジャパニーズ、セーブザチルドレンインザワールド。君に頼んでも良いかな？」と記述するものである。(甲9の1、9の2)

イ 検討

本件投稿⑨における「在日の金くん、君の大切な仲間がまた凶悪な犯罪を犯したよ。」との表現は、一般の読者の普通の注意と読み方を基準にすれば、韓国又は北朝鮮出身者の犯罪性向がそれ以外の者と比較して高い旨を指摘し、韓国又は北朝鮮出身者一般に対する否定的評価ないし嫌悪感を表明するとともに、原告にも同様の傾向がある旨を示唆して原告を非難するものである。

したがって、本件投稿⑨は、原告を含む韓国又は北朝鮮出身者をその出身地を理由に著しく侮辱し、もって本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動するものであり、差別的言動解消法2条に規定する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に当たるものと認められ、原告の人格的

利益を侵害するものであるといえる。よって、原告に対する不法行為を構成する。

他方で、原告は、本件投稿⑨が、原告の仲間が凶悪な犯罪を犯したとの事実を摘示し、原告の名誉を毀損した旨を主張するが、一般の読者の普通の注意と読み方を基準にすれば、本件投稿⑨は、原告の関係者が何らかの犯罪を犯した旨の具体的事実を指摘するものとは解されないし、本件投稿⑨により原告の社会的評価が低下するものとも解されない。したがって、本件投稿⑨が名誉毀損に当たるという原告の主張を採用することはできない（ただし、本件投稿⑨は、一般の読者の普通の注意と読み方を基準にすれば、原告が韓国出身であることを理由として原告を侮辱するものであることは明らかであり、社会通念上許される限度を超えるものであるから、原告の人格的利益を侵害するものであると認められる。）。

(10) 本件投稿⑩について

ア 本件投稿⑩は、在日韓国人が万引きで逮捕されたとする第三者の投稿を引用した上で、「在日の金くん。またまたお仲間が犯罪です。何とかしてよ。エリート在日コリアンさん。」と記述するものである。（甲10の1、甲10の2）

イ 検討

本件投稿⑩における「在日の金くん。またまたお仲間が犯罪です。」との表現は、一般の読者の普通の注意と読み方を基準にすれば、韓国又は北朝鮮出身者の犯罪性向がそれ以外の者と比較して高い旨を指摘し、韓国又は北朝鮮出身者一般に対する否定的評価ないし嫌悪感を表明するとともに、原告にも同様の傾向がある旨を示唆して原告を非難するものである。

したがって、本件投稿⑩は、原告を含む韓国又は北朝鮮出身者をその

5 出身地を理由に著しく侮辱し、もって本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動するものであり、差別的言動解消法2条に規定する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に当たるものと認められ、原告の人格的利益を侵害するものであるといえる。よって、原告に対する不法行為を構成する。

10 他方で、原告は、本件投稿⑩が、原告の仲間が凶悪な犯罪を犯したとの事実を摘示し、原告の名誉を毀損した旨を主張するが、一般の読者の普通の注意と読み方を基準にすれば、本件投稿⑩は、原告の関係者が何らかの犯罪を犯した旨の具体的事実を指摘するものとは解されないし、本件投稿⑩により原告の社会的評価が低下するものとも解されない。したがって、本件投稿⑩が名誉毀損に当たるという原告の主張を採用することはできない（ただし、本件投稿⑩は、一般の読者の普通の注意と読み方を基準にすれば、原告が韓国出身であることを理由として原告を侮辱するものであることは明らかであり、社会通念上許される限度を超えるものであるから、原告の人格的利益を侵害するものと認められる。）。

15 (11) 本件投稿⑩について

20 ア 本件投稿⑩は、韓国籍の男が死亡ひき逃げ事故を起こしたとして逮捕されたとする第三者の投稿を引用した上で、「在日韓国人朝鮮人の金くん。お仲間が日本人の幼児を殺したよ。しかも、酷い状態で。どうしてくれるの？お前が責任取れよ。」と記述するものである。（甲11の1から11の3まで）

イ 検討

25 本件投稿⑩における「在日韓国人朝鮮人の金くん。お仲間が日本人の幼児を殺したよ。しかも、酷い状態で。」との表現は、一般の読者の普通の注意と読み方を基準にすれば、韓国又は北朝鮮出身者の犯罪性向が

それ以外の者と比較して高い旨を指摘し、韓国又は北朝鮮出身者一般に対する否定的評価ないし嫌悪感を表明するとともに、原告にも同様の傾向がある旨を示唆して原告を非難するものである。

したがって、本件投稿⑪は、原告を含む韓国又は北朝鮮出身者をその出身地を理由に著しく侮辱し、もって本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動するものであり、差別的言動解消法2条に規定する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に当たるものと認められ、原告の人格的利益を侵害するものであるといえる。よって、原告に対する不法行為を構成する。

他方で、原告は、本件投稿⑪が、原告の仲間が凶悪な犯罪を犯したとの事実を摘示し、原告の名誉を毀損した旨を主張するが、一般の読者の普通の注意と読み方を基準にすれば、本件投稿⑪は、原告の関係者が何らかの犯罪を犯した旨の具体的事実を指摘するものとは解されないし、本件投稿⑪により原告の社会的評価が低下するものとも解されない。したがって、本件投稿⑪が名誉毀損に当たるという原告の主張を採用することはできない（ただし、本件投稿⑪は、一般の読者の普通の注意と読み方を基準にすれば、原告が韓国出身であることを理由として原告を侮辱するものであることは明らかであり、社会通念上許される限度を超えるものであるから、原告の人格的利益を侵害するものと認められる。）。

(12) 本件投稿⑫について

ア 本件投稿⑫は、韓国人が起こしたとされるひき逃げ死亡事故に関する第三者の投稿を引用した上で、原告に対し、「在日の金くん。お前が賠償しろ。」などと記述するものである。（甲12の1、甲12の2）

イ 検討

本件投稿⑫は、後述するように原告が韓国出身であることを理由とし

て原告を侮辱するものとは解されるものの、韓国又は北朝鮮出身者が一般的に何らかの属性を有する旨を指摘してこれを非難する表現が含まれないこと等を考慮すると、侮辱の程度が著しいものであり、原告が韓国出身であることを理由として地域社会から排除することを煽動するものであるとまで評価することは困難である。したがって、本件投稿⑫が上記「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に当たることを前提とした原告の上記主張を採用することはできない。

他方で、本件投稿⑫の記述は、あえて「在日の金くん」などとの表現を用いていることを併せ考慮すれば、一般の読者の普通の注意と読み方を基準にすれば、原告が韓国出身であることを理由として原告を侮辱するものであることは明らかであり、社会通念上許される限度を超えるものであるから、原告の人格的利益を侵害するものとして、原告に対する不法行為を構成する。

(13) 本件投稿⑬について

ア 本件投稿⑬は、関東大震災の際に朝鮮人が殺害された事件について謝罪を求めることについて批判する趣旨の第三者の投稿を引用した上で、「在日朝鮮人韓国人の金くん、もう日本にたかるの止めなよ。」と記述するものである。(甲13)

イ 検討

本件投稿⑬は、一般の読者の普通の注意と読み方を基準にすれば、原告が韓国出身であることを指摘した上で、そのような属性を有する者は、日本政府等に対し何らかの請求をすべきでないなどと非難するものと解され、そのような言動は、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動するものであり、差別的言動解消法2条に規定する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に当たるものと認められ、原告の人格的利益を侵害

するものであるといえる。よって、原告に対する不法行為を構成する。

他方で、原告は、本件投稿⑬が、「たかる」との文言を用いて、原告が関東大震災時の朝鮮人虐殺事件をねつ造して日本政府に謝罪や補償や優遇を求めているとの事実を摘示するものであると主張するところ、一般の読者の普通の注意と読み方を基準にすれば、本件投稿⑬は、原告に対する否定的感情又は嫌悪感を表明しているものとは解されるものの、原告が実際に関東大震災時の朝鮮人虐殺事件をねつ造して日本政府に謝罪や補償や優遇を求めているとの事実を摘示するものとは解し難いし、本件投稿⑬により原告の社会的評価が低下するものとも解されない。したがって、本件投稿⑬が名誉毀損に当たるという原告の主張を採用することはできない（ただし、本件投稿⑬の記述は、あえて「在日朝鮮人韓国人の金くん」との表現を用いていることを併せ考慮すれば、一般の読者の普通の注意と読み方を基準にすれば、原告が韓国出身であることを理由として原告を侮辱するものであることは明らかであり、社会通念上許される限度を超えるものであるから、原告の人格的利益を侵害するものと認められる。）。

(14) 本件投稿⑭について

ア 本件投稿⑭は、旧統一教会の寄付金の全額が明らかにされないのは、途中で韓国人幹部が一部を横領しているからである旨指摘する第三者の投稿を引用した上で、「在日韓国人の金くん。やっぱり朝鮮人が献金を中抜きしてたらしい。本当に朝鮮人は汚い事ばかりするよね。」などと記述するものである。（甲14の1、甲14の2）

イ 検討

本件投稿⑭における、「やっぱり朝鮮人が献金を中抜きしてたらしい。本当に朝鮮人は汚い事ばかりするよね。」との表現は、一般の読者の普通の注意と読み方を基準にすれば、韓国又は北朝鮮出身者が横領ないし

背任行為をする傾向がある旨指摘して、韓国又は北朝鮮出身者一般に対する否定的評価ないし嫌悪感を表明するとともに、原告にも同様の傾向がある旨を示唆して原告を非難するものと解される。したがって、本件投稿⑭は、原告を含む韓国又は北朝鮮出身者をその出身地を理由に著しく侮辱し、もって本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動するものであり、差別的言動解消法2条に規定する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に当たるものと認められ、原告の人格的利益を侵害するものであるといえる。よって、原告に対する不法行為を構成する。

10 (15) 本件投稿⑮について

ア 本件投稿⑮は、朝鮮学校に係る学費の無償化に関する第三者の投稿を引用した上で、「在日の金くんへ。君らの母国もゆずりたかりをするのですね。成程血は争えないか。This is the race.」と記述するものである。(甲15の1、甲15の2)

15 イ 検討

本件投稿⑮における「君らの母国もゆずりたかりをするのですね。成程血は争えないか。This is the race.」との表現は、一般の読者の普通の注意と読み方を基準にすれば、韓国又は北朝鮮出身者が恐喝行為をする傾向がある旨指摘し、韓国又は北朝鮮出身者一般に対する否定的評価ないし嫌悪感を表明するとともに、原告にも同様の傾向がある旨を示唆して原告を非難するものである。したがって、本件投稿⑮は、原告を含む韓国又は北朝鮮出身者をその出身地を理由に著しく侮辱し、もって本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動するものであり、差別的言動解消法2条に規定する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に当たるものと認められ、原告の人格的利益を侵害するものであるといえる。

よって、原告に対する不法行為を構成する。

3 争点4について

(1) 慰謝料について

上記に述べたとおり、本件各投稿はいずれも原告に対する不法行為を構成
5 するところ、これらの投稿が約2年10か月にわたって断続的に行われ、そ
の回数も相当程度に及んでいること、本件各投稿には差別的言動解消法2条
に規定する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に当たるものも含ま
れ（本件投稿④、本件投稿⑥、本件投稿⑦、本件投稿⑨から⑪まで及び本件
10 投稿⑬から本件投稿⑮まで）、その内容が悪質であると評価せざるを得ない
ことを含め、本件に現れた一切の事情を考慮すれば、本件各投稿により被っ
た損害を慰謝するための慰謝料としては100万円が相当であると認められ
る（なお、被告が指摘する事情は、上記慰謝料を減額すべき事情に当たると
はいいい難い。）。

(2) 弁護士費用相当額

15 本件に現れた一切の事情を考慮すれば、被告による不法行為と相当因果関
係があると認められる弁護士費用相当額は10万円が相当であると認められ
る。


4 結論

よって、原告の請求は理由があるから認容することとし、主文のとおり判決
20 する。

東京地方裁判所民事第42部

25 裁判官

衣 斐 瑞 穂



衣 斐 瑞 穂

(別紙)

投稿記事目録 (差別的言動)

	投稿日時	投稿内容	証拠
①	2021/3/31	在日の金くん、朝鮮人ってやっぱり馬鹿だね。救い様が無いよな。自分で自分のことどう思う？或いは、、、	甲 1
②	2021/4/12	おい、在日の金よ、有田ヨシフの親しい友人よ。此の犯罪を今すぐ止めさせよ。今すぐにだ!!金よ、元林よ、犯罪者の支援者に成るのか?	甲 2
③	2021/6/12	在日の金くん。卑怯もの。	甲 3
④	2021/6/12	在日の金くん。コメントをお願いします。朝鮮人は明らかに性犯罪が多いですよ。何故ですか?知らんとは言わせない。理由を述べよ。	甲 4
⑤	2021/6/30	在日の金くん、また、日本国内で嘘を広めるつもりかね。いい加減にしてくれないかな㊦㊧。これからは君達を差別主義者に認定することにするよ。	甲 5
⑥	2021/9/13	また、在日の犯罪だ。金くんコメントをよろしく。関係がないとは言わせないよ。	甲 6
⑦	2021/10/11	これも在日の金くん達に読んでもらおう。まさか日本でやってないよね?あ、拉致か。やってるやん。	甲 7
⑧	2022/2/20	在日の金くんへ。だから朝鮮人は嫌われるんだよ。	甲 8

⑨	2022/4/24	在日の金くん、君の大切な仲間がまた凶悪な犯罪を犯したよ。セーブザポリス、セーブザジャパニーズ、セーブザチルドレンインザワールド。君に頼んでも良いかな？	甲 9
⑩	2022/5/19	在日の金くん。またまたお仲間が犯罪です。何とかしてよ。エリート在日コリアンさん。	甲 10
⑪	2022/8/2	在日韓国人朝鮮人の金くん。お仲間が日本人の幼児を殺したよ。しかも、酷い状態で。どうしてくれるの？お前が責任取れよ。	甲 11
⑫	2022/8/2	在日の金くん。お前が賠償しろ。	甲 12
⑬	2022/8/7	在日朝鮮人韓国人の金くん、もう日本にたかるの止めなよ。	甲 13
⑭	2022/9/10	在日韓国人の金くん。やっぱり朝鮮人が献金を中抜きしてたらしい。本当に朝鮮人は汚い事ばかりするよね。	甲 14
⑮	2024/1/15	在日の金くんへ。君らの母国もゆずりたかりをするのですね。成程血は争えないか。This is the race.	甲 15

これは正本である。

令和 7 年 3 月 1 8 日

東京地方裁判所民事第 4 2 部

裁判所書記官 佐々木 啓 夫



事件番号 令和6年(ワ)第8280号

損害賠償請求事件

原告 金 [REDACTED]

被告 [REDACTED]

更正決定

上記当事者間の東京地方裁判所令和6年(ワ)第8280号損害賠償請求事件について、令和7年3月18日当裁判所が言い渡した判決に明白な誤りがあったので、職権により、次のとおり決定する。

主 文

判決主文1項に「令和6年1月15日から年3%の割合による金員」とあるのを「令和6年1月15日から支払済みまで年3%の割合による金員」と更正する。

令和7年3月18日

東京地方裁判所民事第42部

裁判官 衣 斐 瑞





これは正本である。

令和 7 年 3 月 1 8 日

東京地方裁判所民事第 4 2 部

裁判所書記官 佐々木 啓 太